

授業科目名： 国際法	教員の免許状取得のための 中学社会：選択必修科目 高校公民：必修科目	単位数： 2単位	担当教員名：小中さつき
実務内容 （実務家教員の場合）			担当形態：単独
科目	教科及び教科の指導法に関する科目等 （中学校社会及び高等学校公民）		
施行規則に定める 科目区分又は事項等	教科に関する専門的事項 中学校社会：「法律学、政治学」 高等学校公民：「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」		
<p>「学位授与の方針」との関係</p> <p>A. 共生社会創造のために、教育、福祉、環境、国際関係、スポーツ身体表現の専門的知識を生かし、狭い専門領域を超えて統合しようとする意志を持つこと。</p> <p>B. 問題が生起する現場において、専門知や統合知を使い、解決のために実践しようとする気概を持つこと。</p> <p>D. 多様な人々や生命に対して、他者を認め、他者を排除せず、仲間を作るという星槎の三つの約束の精神に則って、共生社会の創造に貢献する姿勢を身につけていること。</p> <p>E. 個人や社会にとって必要な課題の解決のため、自律的な課題探究能力を身につけていること。</p> <p>F. 共生社会創造の目的のために、絶えず学び続ける意欲を持つこと。</p>			
<p>授業の到達目標及びテーマ</p> <p>（1）国際社会の基本構造を理解する。</p> <p>（2）国際社会における法の支配とはどういうものなのかを理解する力を身につける。</p> <p>（3）国際法の基本構造を学び、国際法の基本原則を正確に理解する。</p> <p>（4）学んだ国際法の知識を用いて、現在の国際紛争をいかに解決すべきかを自分なりに導きだすことができる。</p> <p>（5）国際社会において、我が国がどのような地位を確保すべきなのかを、論理的に思考することができる。</p>			
<p>授業の概要</p> <p>国際社会の変化と共に、国際法がいかに発展してきたのかを学び、国際法の性質を理解する。その上で、国際法の主体、法源、国内法との関係等に関する基本的な事項を理解する。できるだけ具体的な事例を取り上げながら、国際法がいかに適用されるのかを検討する。</p>			

#### 授業計画

- 第1回：国際社会と国際法
- 第2回：国際法の歴史
- 第3回：国際法の法源：条約
- 第4回：国際法の法源：国際慣習法
- 第5回：国際法の主体：国家、国際機構
- 第6回：国際法の主体：個人
- 第7回：国家承認
- 第8回：国家の基本的権利義務
- 第9回：空間に関する国際法①国家領域
- 第10回：日本の領土問題
- 第11回：空間に関する国際法②海と空に関する国際法
- 第12回：国家責任法
- 第13回：戦争の違法化と紛争の平和的解決
- 第14回：集団安全保障体制
- 第15回：まとめ

スクーリングでの学修内容

主に、1回～8回の内容を扱う。

#### 教科書

杉原高嶺『基本国際法 第3版』有斐閣（2020年）

#### 参考文献

（1）小寺 彰・森川 幸一・西村 弓 編（2011年）『国際法判例百選 第2版（No. 204）』有斐閣

#### 学生に対する評価

レポート評価（25%）、スクーリング評価（25%）、科目修得試験（50%）の割合で総合して評価する。